

令和3年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和3年9月14日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |     |              |                                      |
|-----|--------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名   |                                      |
| 第 2 | 会期の決定        |                                      |
| 第 3 | 諸般の報告        |                                      |
| 第 4 | 行政報告（町長・教育長） |                                      |
| 第 5 | 同意第 3号       | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について              |
| 第 6 | 同意第 4号       | 新冠町教育委員会委員の任命について                    |
| 第 7 | 報告第 9号       | 例月出納検査等の結果報告について                     |
| 第 8 | 報告第10号       | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について  |
| 第 9 | 報告第11号       | 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について             |
| 第10 | 認定第 1号       | 令和2年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第11 | 認定第 2号       | 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 第12 | 認定第 3号       | 令和2年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第13 | 認定第 4号       | 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第14 | 認定第 5号       | 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第15 | 認定第 6号       | 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第16 | 認定第 7号       | 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第17 | 会議案第11号      | 特別委員会の設置について                         |
| 第18 | 議案第31号       | 財産の取得について                            |
| 第19 | 議案第32号       | 新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について             |
| 第20 | 議案第33号       | 新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について   |
| 第21 | 議案第34号       | 令和3年度新冠町一般会計補正予算                     |

- 第22 議案第35号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算  
 第23 議案第36号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 武田 修一 君  | 2番 中川 信幸 君  |
| 3番 秋山 三津男 君 | 4番 氏家 良美 君  |
| 5番 但野 裕之 君  | 6番 竹中 進一 君  |
| 7番 長浜 謙太郎 君 | 8番 酒井 益幸 君  |
| 9番 須崎 栄子 君  | 10番 芳住 革二 君 |
| 11番 堤 俊昭 君  | 12番 荒木 正光 君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- |             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 鳴海 修司 君 |
| 副町長         | 山本 政嗣 君 |
| 教育長         | 奥村 尚久 君 |
| 総務課長        | 佐藤 正秀 君 |
| 企画課長        | 佐渡 健能 君 |
| 町民生活課長      | 坂東 桂治 君 |
| 保健福祉課長      | 鷹 賢 寧 君 |
| 税務課長        | 原田 和人 君 |
| 産業課長        | 島田 和義 君 |
| 建設水道課長      | 関口 英一 君 |
| 会計管理者       | 坂本 隆二 君 |
| 診療所事務長      | 杉山 結城 君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹内 修 君  |
| 町有牧野所長      | 工藤 匡 君  |
| 農業委員会事務局長   | 山谷 貴 君  |
| 管理課長        | 湊 昌行 君  |
| 社会教育課長      | 新宮 信幸 君 |
| 総務課総括主幹     | 小林 和彦 君 |
| 企画課総括主幹     | 下川 広司 君 |
| 税務課総括主幹     | 今村 力 君  |

建設水道課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
代表 監 査 委 員

寺 西 訓 君  
佐々木 京 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議会事務局総括主幹

田 村 一 晃 君  
伊 藤 美 幸 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、長浜謙太郎議員、8番、酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの8日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、9月15日、16日及び9月18日から20日の5日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、9月15日、16日及び9月18日から20日の5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第2回定例会において可決された意見書5件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名はお手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告（町長・副町長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並び及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和3年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第2回定例会以降の主要な行政の動向について項目の順に従い、ご報告申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策等」について報告いたします。初めに、対策本部会議の開催状況についてですが、町ではこれまでも報告しておりますとおり、昨年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以来、出席職員数を調整した上で連日定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持し、現在にいたっております。このような中、8月30日に国保診療所職員1名の感染と認定こども園関係者の感染が確認されたことから、緊急の本部会議を招集し、休診並びに休園の措置と各種感染対策等を決定するとともに、迅速な対応に努めたところであります。詳細につきましては後ほど申し上げますが、認定こども園に関しましては教育長より報告いたします。新型コロナウイルス感染症は収束することなく、感染の第4波から変異株による感染の再拡大が東京を中心とする首都圏だけでなく全国に拡がりを見せ、北海道においては本年5月から6月に続き、8月27日から9月12日までを期間とした、3回目となる「緊急事態宣言」が発令され、道民等に対する感染予防対策の徹底と不要不急の外出や移動などの自粛、飲食店等に対する休業や営業時間の短縮など、またイベントにおける人数制限などの要請・協力依頼による緊急事態措置により、どうか新規感染者数は減少傾向にあるものの、札幌市を中心になお厳しい状況下にあることなどから、9月30日まで期限が延長され予断を許さない状況にあります。日高管内においては、7月25日の週以降に感染者数が急増し、8月1日の週には国の基準で最も深刻な「ステージ4の人口10万人あたりの感染者数25人を超える29.9人に達し、当町においても1名の感染者

が確認されております。このような状況の中、当町宿泊施設ホテルヒルズに7月25日から宿泊していた宿泊者1名が体調不良を訴え、翌26日に近隣町医療機関で診察を受けた結果、新型コロナウイルスに感染していることが判明し、即日入院した旨の報告を受けました。ホテルヒルズは感染した宿泊客と接触の可能性がある従業員の自宅待機とPCR検査の実施、そして施設内の消毒作業を行うため日帰り温泉入浴を7月26日午後4時から29日までの間、ホテルヒルズは翌27日から29日までの間、臨時休業の措置が取られPCR検査による社員全員の陰性の確認と消毒作業を終え、7月30日より通常どおり営業が再開されております。

次に、「新冠町立国民健康保険診療所職員1名の新型コロナウイルス感染について」であります。初めに感染判明までの経緯でございますが、8月30日に当該職員が出勤後、間もなく若干の体調の異変があったことから、国保診療所においてただちに遺伝子検査を実施したところ、陽性であることが判明いたしました。陽性が判明したことの一報を受け、関係職員を緊急招集の上、対応協議を行い施設内の消毒対応及び当日以降の外来診療の休止を指示いたしました。また、診療所施設内職員に濃厚接触者と認められる職員はおりませんでした。万全を期するために全職員の感染検査を実施し、その結果9月1日に全員の陰性が確認されております。外来診療の休止に伴う患者さんへの影響を最小限のものとするため、外来休止期間中に受診される見込みのある患者さんに対しては、できる範囲内で電話をかけ電話処方案内や体調管理の確認を行ったところであります。また、外来診療を受診しようとコミュニティバスを利用する町民に対しましては、バスに同乗した職員から事情説明を行い、その後診療所から連絡を行うなどきめ細かな対応を行ってございます。外来診療の再開については一層の慎重を期すため、2回目の感染検査を行った上で判断することとし、9月3日に全職員の2回目のPCR検査を行い、その後全員の陰性が確認できましたので9月6日から外来診療を再開いたしました。この度の職員のコロナウイルス感染につきましては町民をはじめ、関係各位の皆様にも多大なご心配をおかけいたしました。今後におきましては、これまで以上に感染防止対策を徹底させるとともに、職員の感染予防意識をより一層高めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、新型コロナウイルスは誰もが感染リスクを抱えておりますが、恐るべきはウイルスであり、人ではありませんことから人権への配慮と差別や偏見を持つことなく、一人一人が冷静に思いやりを持った行動をとっていただきますよう、改めて町民皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、当町の感染防止対策ですが、北海道における緊急事態宣言の発令を受け、8月27日から宣言が解除されるまでの間、レ・コード館やスポーツセンターなどの社会教育施設をはじめ、老人憩いの家やパークゴルフ場など不特定多数の方が利用する町有施設を休館・休業の措置を取り、感染拡大の防止を図っているところです。次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、本年5月7日より国保診療所において集団での接種を始め、12歳以上の希望する方全員への接種を実施しているところでございます。8月27

日現在における接種状況ですが、65歳以上の高齢者は対象者1,800名に対し、接種者1,658名で接種率は92%、64歳から40歳までは対象者1,755名に対し、接種者1,471名で接種率は84%、39歳から20歳までは対象者934名に対し、接種者711名で接種率は76%、19歳から12歳までは対象者354名に対し、接種者223名で接種率は63%となっております。12歳以上の全年齢では対象者4,843名に対し、接種者4,063名で接種率は84%となっております。次に、ワクチンの接種場所の変更であります。保健センターを会場とした集団での接種は、9月17日をもって終了いたします。その後の接種につきましては国保診療所において、受付及びワクチン接種を行うこととしております。当町に配分されているワクチンの使用期限により、当面の接種日程は9月24日から10月29日までの毎週金曜日の午後といたします。診療所での接種申し込みの受付は9月13日からとし、これに伴い新冠町新型コロナワクチン接種コールセンター専用ダイヤルの利用を停止いたします。また、11月以降のワクチン接種体制につきましては、診療所の個別接種を中心にワクチンに無駄の出ないように、広域的な接種体制についても協議検討を進めることとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施いたしました2つの事業について、その結果をご報告申し上げます。まず、「新冠町新型コロナウイルス感染防止対策協力支援金事業の実施結果について」であります。本年5月16日に発令された緊急事態宣言に伴い、北海道が実施した飲食店等に向けた支援事業は、酒類を提供する飲食店及びカラオケ店等であり、対象事業者を限定するものでした。しかし、町はコロナ禍にあっては全ての飲食店が経営に影響を受けているという考えから、北海道が実施する支援事業の対象にならない飲食店に対し、町独自の支援事業を実施しました。支援は1店舗20万円の支援金を支給するもので、6月25日から7月30日での間申請の受付を行い、18事業所の申請を受け支援を行いました。コロナ禍において、まん延防止の観点から営業の縮小を余儀なくされている飲食店は影響の大きな業種であり、広く支援を必要としています。町は支援事業の効果を広く行き届けるための取り組みを引き続き行っていく所存です。

次に、「新冠町プレミアム付商品券事業の実施結果について」であります。コロナ禍で苦しむ商工業者と町民の買い物支援を目的に、2回目となるプレミアム付商品券事業を実施しました。事業は新冠町商工会が事業主体となり、7月12日から購入希望を受け付け、8月16日から販売してございます。また、販売単価を5,000円とすることで購入負担の軽減を図るなど、前回実施の際のご意見を踏まえ実施しました。申し込み希望冊数が販売予定冊数を上回ったことから、1人16冊の購入を上限として販売しましたが、購入しなかった希望者もあったため、結果として予定より4冊減の11,064冊の販売冊数でした。プレミアム付商品券事業の実施は、地域経済の活性化と生活支援を目的に実施しましたが、実施に当たってはコロナ禍における町の現状を十分かんがみて、求められる施策の構築を図って行くことが大切であると考えています。長らくコロナ禍において町民生活の実情を

十分斟酌した上でコロナ対策事業を推進していく所存です。

次に、既定予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の執行残を活用した「新冠町町外学生等応援給付事業の実施」についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状にかんがみ、学校の休業やアルバイト不足などで生活に影響を受けながら、親元を離れ頑張っている学生等を対象に、修学に対する応援と経済的負担の軽減を図る目的で、今年度においても1人3万円の給付金を支給することといたしました。本給付金は令和3年9月1日を基準日とし、新冠町外で修学している学生で町内に住所を有する学生等、または基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象としております。新冠町出身の学生の皆さんには本給付金をご利用いただき、将来の夢に向かってぜひ前向きな学生生活を送っていただきたいと存じます。なお、本事業に係る補正予算について本定例会で提案することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、「新冠町新型コロナウイルス感染防止対策協力支援金事業・追加支援の実施について」であります。国は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動への影響が生じていることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じてきめ細かく支援の取り組みを着実に実施できるよう、臨時交付金の「事業者支援分」を追加交付することを決定いたしました。このことに伴い、当町へ交付される交付金は850万円である旨、8月20日付けで通知がありました。また、北海道を対象とする緊急事態宣言が発令されたことで北海道が行った緊急事態措置の要請は、道民の移動自粛と飲食店に対する営業の縮小を中心とするものであったことから、町としては飲食業に加え、人流抑制の影響が大きい宿泊業、美術館等を支援の対象とすることといたしました。支援の内容は従業員数が1名から5名までの事業所に対し25万円、6名から10名までの事業所に対し40万円、そして11名以上の事業所に対し50万円を支援する内容としております。また、今回の支援事業は事業者に対する北海道の支援措置の有無に関わらず、町として支援することでコロナ禍において長期にわたって低迷し、このたびの宣言発令によりさらに影響を受けることが予想される事業者に対し幅広く、そして重点的に支援を行おうとするものです。収束の見えないコロナ禍において、町は支援事業の効果を広く行き渡らせる取り組みを引き続き行っていく所存です。このたびの支援事業に係る関係予算は、本定例会の最終日に補正予算の追加議案として提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。新型コロナウイルス感染症を収束させるためには、国民一人一人の予防徹底と行動が重要でありますことから、これまでも発信しておりますが、改めて9月13日付けで日高振興局長並びに日高管内7町長の紙面による緊急メッセージにより、協力要請を発信しております。町民の皆さんには「マスク着用、手指消毒、三密の回避」に加え、不要不急の「外出や移動」、「札幌市など特定措置区域との往来」、「都道府県間の移動」それぞれの自粛、「混雑した場所への外出半減」、「飲食の少人数による黙食」など、感染防止行動の徹底をお願いいたします。

次に、「中学生へのインフルエンザ予防接種費用助成」につきましてご報告申し上げます。

インフルエンザは初冬から春先にかけて流行し、1シーズンに少なくとも数百万人から、多いと1,000万人を超える罹患者が発生し、学校や仕事を休む人が一気に増加します。多くは自然治癒しますが重症化する方もおり、インフルエンザ罹患による影響は大きいと考えます。また、小児に関しては高齢者よりも発病予防効果は落ちるが、2回接種することで重症化予防に必要な免疫効果が得られるとされており、平成29年度より小児接種への助成拡大を行っております。しかしながら、中学生になると接種率が減少傾向にあり、接種費用の負担増により接種を躊躇する方もいることに加え、中学生までの医療費無料化を推進していることをかんがみ、接種助成を拡大するものです。これにより、国保診療所における接種費用の場合には、小学生までの自己負担額1,000円と同額での接種環境が整うこととなります。なお、本助成に係る補正予算について、本定例会で提案することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、「8月において締結した2件の協定について」ご報告申し上げます。1件目の協定締結は、学校法人日本女子大学との連携協定締結です。東京特別区長会は人口減少社会を迎え、経済の衰退などが懸念される社会情勢を踏まえ、経済の活性化とまちの元気につながる地域連携の取り組みとして、平成27年から全国連携プロジェクトを実施し、全国各自治体との連携に積極的な取り組みを進めていました。北海道町村会は、当該プロジェクトを道内町村にとって意義のあることとしてとらえ、特別区長会と連携協力に関する協定を平成28年4月26日に締結しました。このことにより、道内の町村は東京23区との交流について基本理念が築かれ、交流の端緒を持つこととなりました。この協定を受けて日高町村会は、多くの大学が所在し若者人口が多い文京区との交流を開始し交流を続ける中、日本女子大学との交流が生まれ、今回管内7町と同大学との協定締結にいたりました。協定は8月2日、管内7町長と日本女子大学をオンラインシステムを利用して締結されてございます。協定の目的は相互に保有する人的、物的、知的資源を活用することによって教育、産業、研究等の振興に貢献することとしており、具体的には今後の協議によるところですが、当町としては互いに成長し合う事業の構築を目指し、管内6町と足並みを揃え同大学との交流連携を進めていく所存です。2件目の協定締結は、日高地域公共交通確保対策協議会における協定締結です。JR日高線の廃止に伴うバス運行に対して、JR北海道から日高地域広域公共交通確保対策協議会に支払われる支援金20億5,500万円は、代替交通を行う事業者を支援するための経費及びその他代替交通の確保に要する経費に充てることを目的に支払われる支援金であり、管内7町共通の利益に資することを目的とするものです。支援金の管理運用方法については、効率性の面から7町の分散管理は困難とされ、また任意団体である協議会の管理、支出はバス事業者の税負担が増大するため長期間の運用に適しないことから、事務局所在地である新ひだか町が支援金を受領し、一括管理することを協議によって決定したところですが、また、支援金を管理する新ひだか町では、受納と管理について定めた基金条例を制定しました。これら事務局所在町の一括管理の手法は、先行する鉄道廃止沿線市町村の取り扱いに倣ったものとなっております。しかしながら、7

町共通の利益を図ること及び先に述べた目的に限っての運用が行われなければならないことを明確にするため支援金の運用について、管内7町による協定が締結されました。協定書には支援金の使用は代替交通の確保に向けたものであることが規定され、運用について限定した目的が定められています。当該協定は8月3日管内7町長が署名、捺印し締結されてございます。公共交通の問題は管内共通の問題であり、7町が足並みを揃えて進めて行く必要があります。今後においても、日高全体の公共交通サービスの充実につながるよう努めて行く所存です。8月において締結した2件の協定は、今後管内7町が相互協力し進めて行く事業に係る協定です。新冠町は、連携による日高全体の利益が管内各町の発展につながるとの考えから、事業推進に取り組んでいく所存ですので、よろしく願いいたします。

次に、「第三セクター株式会社新冠ヒルズの事業経営について」設立者であり、発行済み株式総数の過半数を有する町としての考えについて、ご報告申し上げます。株式会社新冠ヒルズは、平成10年7月30日資本金8,000万円、設立時株主5名の発起設立によって設立しました。管内初の公設温泉宿泊施設であったこともあり、平成13年には入浴者数は年間およそ23万4,000人、平成15年には宿泊者数は年間およそ2万2,000人を数えるまでにいたりしました。振り返りますと順調な経営を支えていたのは、競合する施設が少なかったという経営環境と民間活力が効率的に機能した結果だったと考える次第です。しかしながら、株主構成の変更に伴う民間活力の減退、類似施設の相次ぐ設立、そして時間の経過に伴う施設魅力の減少から入浴客数、宿泊客数共に減少を続け、令和2年度においては入浴客数およそ14万1,000人、宿泊客数はおよそ1万5,000人となっています。利用客数の減少に伴い株式会社新冠ヒルズの業績は悪化し、令和2年度決算においては単年度赤字3,470万円、累積赤字7,784万円を計上することとなりました。経営の状況としては債務超過にいたる目前の状態であり、資金繰りの采配余地はない状況です。私は、これまでの経営推移を繰り返し検証し、将来収支を協議・検討しました。また、現状のコロナ禍という特殊な社会情勢と将来見込みなど、あらゆる条件を推し測り第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散を決断いたしました。これは、あくまでも株式会社新冠ヒルズの臨時株主総会において可決、承認されるということを前提としていますが、設立者であり株式の過半数を有する新冠町の町長として決断いたしました。これまで関係してきた多くの方々の思いを考えたとき、この決断は正に断腸の思いであり苦渋の決断であります。しかし、これ以上の継続は関係する機関に多大な迷惑をかける可能性があること、そして次世代の負担になり得ることなど、将来を見据え今回の決断にいたりしました。今後、町は新たな指定管理先の模索を行って行くこととなります。新たな指定管理先である施設の運営体には、契約の関係に基づく独立事業体として適切な施設運営をしていただくことで、町民と利用者にとって快適なサービスを提供できる経営能力と施設の魅力向上を担える営業能力を求めてまいります。第三セクター株式会社新冠ヒルズの事業経営についてご報告申し上げましたが、このたびの報告である株式会社新冠ヒルズの解散の決断は設立者であり、議決権の過半数

を有する町としての考えであり、その実現は繰り返しとなりますが、株主総会の決議による承認が必要であることをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、「町有牧野における預託牛の脱柵に係る搜索」についてご報告申し上げます。本年度の預託牛受け入れにつきましては、5月11日より受け入れを開始しておりますが、5月13日黒毛和種41頭を放牧している牧区において頭数を確認したところ、うち2頭が確認できませんでした。牧区内を搜索した結果、水場の有刺鉄線が倒れ近くには熊の足跡や糞があり、熊に遭遇し驚いて脱柵したことが想定されたことから、当日の午後より二次災害を起こさないよう、産業課が協力した中で人数を増やし、搜索を開始したところでございます。1頭については翌日近隣の牛舎内にいるとの通報を受け捕獲いたしました。もう1頭につきましては搜索の範囲を広げながら継続的に行ったものの足跡や糞等の手掛かりがなく、現在も見つかっていない状況でございます。このような中、預託入牧の際に義務付けさせていただいております共済金の事務手続きが進み、不明牛の生死が明らかでない規定の日数を超過したことから、7月27日付でみなみ北海道農業共済組合より共済金が預託者に支払われております。死廃共済の認定となったため搜索については打ち切りとし、預託者に対し説明及びお詫びを申し上げたところでございます。今後、手掛かりがあれば再度搜索を行いたいと考えているところであります。預託牛の脱柵についてはこれまでも年間数件あり、すべて短期間のうちに発見につながられておりましたが、最近の新聞報道等にあるように牧野周辺でも熊の出没情報が寄せられる等、野生動物による被害が深刻なものとなっております。これらの野生動物による被害や予想がつかない自然災害の対応に対し、広大な敷地を有する町有牧野では管理運営上の課題が多くありますが、課題を整理しながら今後も入牧時の安全管理、点検を確実にを行い信頼される牧野運営を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、報告案件2件、一般議案3件、令和3年度各会計補正予算3件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第2回定例会以降の教育行政にかかわって項目の順に従い、ご報告申し上げます。

初めに、本定例会に提出させていただいております「教育委員会点検・評価報告書」についてご報告申し上げます。この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」ことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理及び執行の状況について、点検・評価を行うこととされており、例年その内容を議会に報告するとともに、町のホームページに

において公表するなどして情報公開に努めているところでございます。今年度は、令和2年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、さらには、認定こども園保護者会に外部評価をいただいたところでございます。令和2年度の教育行政の執行にあたっては重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところでありますが、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。まず、管理課所管事務事業では、新学習指導要領に係わりプログラミング教育の研修・研究の実施、一人1台端末などのICT機器の導入、朝日小学校への町費負担教職員の配置及び認定こども園の園児数増加に対応した職員配置など、計画した環境整備に加え、それらを活用した教育活動の実践が図られたと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましてはオンラインを活用し、レ・コード館を中心とした特徴ある社会教育事業の実践、ふるさとの自然や歴史などの資源を活用した学習や体験機会の提供、さらには体力向上やスポーツに親しむ機会の提供など町民の皆さんのご協力をいただきながら年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。一方、新型コロナウイルス感染症への対策により、一堂に会する研修などさまざまな教育活動の実践方策に関する課題、また教育施設の老朽化対策に対応する長寿命化計画の策定など課題もございました。教育委員会といたしましては、評価の過程でいただいたご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に生かしてまいるとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めてまいりたいと考えております。なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書をご確認いただきたいと存じます。

次に、「新冠町小学校統合計画」についてご報告申し上げます。新冠町教育委員会では、将来を見据えた教育環境の再編整備を推進するため、具体的な内容を方針化した「新冠町小学校統合計画」を策定いたしましたのでご報告申し上げます。本計画は、昨年度に策定した「新冠町適正規模・適正配置基本計画」をより具体化したもので、基本計画の保護者・地域説明会等でのご意見を踏まえた上で、小学校の統合を推進するための方向性を示す「策定の趣旨」、「新冠町が目指す学校教育の姿」、「学校統合の基本的な考え方」の3項目と、具体的内容を示す「統合計画」の形式で策定したものでございます。まず、1点目の「策定の趣旨」では、児童にとって望ましい教育環境を整えるため、今後の教育環境の変化等を考慮しながら少人数・僅少差学級の解消を第一とし、本町の将来を見通した学校統合の具体的な方向性を示すことを目的としております。2点目の「新冠町が目指す学校教育の姿」では、教育基本理念である「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を念頭に置き、子どもたちが未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付け、高めていく活力ある学校づくりを目指すとしております。3点目の「学校統合の基本的な考え方」では、「少人数・僅少差学級の解消」、「一貫性のある教育の構築」、「施設改築構想の推進」のため、準備組織において丁寧な協議を行い、統合準備を進めるとしております。次に、「統合計画」では、前段で申し上げました基本方向に基づき、小学校の統合を進める

ための具体的な「統合年月日」、「統合の内容」、「具体的方策」、「推進体制」の4項目を方針化したしております。まず、1点目の「統合年月日」は令和6年4月1日、2点目の「統合内容」は新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合いたします。次に、3点目の「具体的方策」では、統合による児童の不安や動揺の軽減を図ること。また、準備期間において児童、教員、保護者間の交流活動を実施することを基本に、「学校運営」、「通学バス」、「学校施設・設備」、「災害等危機管理の対応」、「教員数と住宅の確保」、「学校給食」、「新しい学校づくり」の7項目を具体化することといたしております。4点目の「推進体制」では、教育委員会に統合準備組織といたしまして、町職員で構成する「学校統合準備室」と各学校及びPTAで構成する「学校統合準備委員会」を設置し、計画を推進することとしております。最後に「スケジュール」では、本年9月から保護者や地域の皆様に本計画をご説明申し上げ、ご意見等を的確に把握した上で、11月から統合準備を開始することといたしております。また、令和4年度からは統合に向けた交流学习を進めるとともに、統合に関する懸案事項や新たな課題等への協議を深め、円滑な統合を推進することとしております。以上が、計画内容の概要でございます。教育委員会では引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明を行い、議会にも折も見て報告させていただき所存でございます。

次に、本年5月27日に実施いたしました「全国学力・学習状況調査」について、文部科学省から結果の公表がございましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は小学校6学年、中学校3学年を対象に、国語及び算数・数学の2教科について調査を実施しております。また、「教科に関する調査」に加え生活習慣や学習方法、学習環境や生活の側面などに関する「児童生徒質問紙調査」、さらには学校における指導方法に関する取り組みや人的・物的な教育条件の整備状況などに関する「学校質問紙調査」の内容で実施しております。初めに、教科に関する調査についてですが、小学校では国語・算数ともに例年を若干下回る結果となっております。問題の難易度により平均正答率は上下いたしますが、全道・全国平均からみても「低い」状況となっております。中学校においては国語・数学ともに例年と同様か高い結果となっており、全道・全国平均と比べても「やや高い」状況となっております。また、児童生徒質問紙からは北海道や全国の平均に比べ、小学校では「地域の行事に参加している」、中学校では「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」、「新聞をよく読んでいる」と回答した児童生徒の割合が高いことから、社会に開かれふるさとを愛する児童生徒が多いことが伺われます。さらに、小中共通の傾向として「コンピュータなどのICT機器を勉強のために使っている」と回答した児童生徒の割合が非常に高くなっており、昨年度整備いたしました一人1台端末が日常の授業の中で有効的に活用されているものと感じております。一方、「家庭学習時間」、「自尊感情」、「話し合い活動」など、小中共通の課題も明らかになっております。本調査の目的は、児童生徒が身に着けるべき学力の一部分の傾向であることや、調査結果は学校における教育活動の一側面でありますことから、これらの調査結果とほかのさまざまな情報を合わせて、総合的に分析・評価することが必要であり、個々の設問や領域等に着目して学習指導上の

課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校においては本年度の結果を踏まえ、校長を中心として教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や家庭学習の定着化に向けた取り組みを強化していくこととしております。また、当町では各校の結果分析等を受けて教職員で組織する学力向上推進委員会において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取り組みを行っていく予定です。なお、調査結果の詳細につきましては、町広報誌において今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、「中体連全道大会など各種大会への出場結果」についてご報告申し上げます。新冠中学校では、本年度サッカー部・卓球部・バレー部が、中体連全道大会への出場を果たすとともに、吹奏楽部においては北海道吹奏楽コンクールへの出場を果たしました。各種目において健闘したものの中体連においては、卓球個人戦の3回戦進出を最高成績として、吹奏楽は銀賞を受賞して全道大会を終了しております。加えて、卓球部においては北海道卓球選手権大会カデットの部への出場を果たしたところであります。全道大会へ出場した生徒たちは緊張感あふれる会場において、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験となったものと考えております。教育委員会では、全道大会への選手派遣について全面的に支援をさせていただいておりますが、今後予定される全道大会におきましても全面的に支援したいと考えており、本定例会において選手派遣に係る補正予算を提案することとしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「令和3年度新冠町少年国内研修交流事業の中止」について申し上げます。本事業は、21世紀を担う児童生徒を沖縄県へ派遣し、さまざまな体験学習や交流を通じ、広い視野と自主性・協調性を持った郷土を愛するリーダーの育成を図ることを目的として実施しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大状況にかんがみ、訪問交流先とも協議の上、中止とする判断をいたしました。本年度も新型コロナウイルス感染症の収束する兆しはなく、感染拡大が続いておりますことから、参加者募集等の関係事務を見合わせ事業実施に向け時期や研修内容等を検討するとともに、訪問交流先の金武町中川区長及び金武町教育委員会と協議をした結果、今年度においても実施は難しいとの判断にいたりましたことから、7月28日に開催されました教育委員会において経過報告の上、本年度事業の中止を決定させていただきました。なお、中止の影響を最小限にするため今年度参加対象であった児童生徒に対し、次年度以降引き続き対象学年の拡大と定員増による対応措置を講じたいと考えております。現在の中学2年生については、来年度最終学年である3年生は高校受験を控えるなど、参加対象学年とすることはできないと考えております。貴重な経験の機会を失うこととなり不本意ではございますが、現下の状況をかんがみご理解くださいますようお願い申し上げます。また、今年度の事業中止に係る関係予算の減額につきましては、本定例会において補正予算を提案することとしておりますので、重ねてお願い申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応」について、ご報告申し

上げます。教育委員会では感染症予防対策を図った上で、学校の教育活動及び所管いたします施設運営並びに事業運営を行ってきたところでありますが、8月25日国による緊急事態宣言が発令されましたことから、感染症対策本部の方針に基づき、さらなる対策を講じたところでございます。まず、教育委員会が所管いたします施設につきましては町長からのご報告のとおり、8月27日から国の緊急事態宣言発令期間において休館措置を取らせていただいております。また、子育て支援センター及び児童館につきましては、休館期間中の保育要望には個別の事情に対応する形で対応させていただいたところでございます。次に、各学校の対応についてですが、8月26日北海道教育委員会から「緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策」の通知がございましたので臨時校長会を開催し、感染症予防対策の徹底と教育活動への取り組み状況など、児童生徒への対応を確認した上で、9月上旬に予定をしておりました新冠小学校、朝日小学校の修学旅行及び新冠中学校の学校祭につきまして、緊急事態宣言解除後に延期措置を講じたところでございます。また、認定こども園の対応につきましては、8月30日園関係者において感染が確認されましたことから、感染症対策本部の方針に基づき、直ちに園の状況確認と消毒作業を行った上で、念のために8月31日からの休園措置と休園期間中の個別事情による保育要望には、対応させていただくことを決定いたしました。この間、感染症予防対策に万全を期すために職員へのPCR検査を実施するとともに、感染状況を注視してきたところでありますが、9月7日の段階において園への影響が少ないことが確認できましたことから、9月9日から教育・保育活動を再開したものでございます。この結果、休園期間は8月31日から9月8日までの9日間となっております。保護者の皆様には大変ご迷惑、ご心配をおかけしたところでありますが、ご理解あるご協力により円滑に感染症予防対策を講じることができました。今後の状況によりましてはさらなる感染防止対策を講じることとも想定されますが、集団感染予防の観点や子どもの健康保持に向けての対応でありますので、保護者はもとより町民の皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。次に、社会教育事業の対応についてですが、各施設の休館に伴いさまざまな学習活動や体験型事業について、延期や中止の判断をさせていただきましたが、町民の皆さんが外出自粛の状況下において、健康で充実した日々を過ごせることを念頭に、自宅で実施可能な動画配信事業や図書の予約貸出など、工夫をしながら取り組みを進めてきたところでございます。新型コロナウイルス感染の収束が見えない現下において、町民の生涯学習活動の拠点であります社会教育施設の度重なる休館措置により、町民の皆様には大変なご不便をおかけしておりますが、引き続き感染状況を慎重に注視しながら、感染予防に配慮した施設運営と事業運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第3回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 5 同意第 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5 同意第 3 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第 3 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員でございます。遠藤博文さんが本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

遠藤博文さんは、新冠町字大富 196 番地の 2 にお住まいで、農業経営のかたわら自治会長、農業青色申告会のほか、PTA 会長なども努められておりまして、人望も厚く、公平公正な判断ができる方で、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断いたしまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第 3 号の提案理由でございます。提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第 3 号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第 3 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 6 同意第 4 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6 同意第 4 号 新冠町教育委員会委員の任命について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第4号 新冠町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員を務めていただいております、下山美佐江さんは本年9月30日付けをもちまして、任期満了を迎えますことから、引き続き同人を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する規定に基づきまして、議会の同意を求めますのでございます。

同意を求めると下山美佐江さんは、新冠町字本町77番地の2にお住まいでございまして、子育てと仕事を両立され、商工会女性部の役員を努めるなど、地域において活躍しておられ、教育行政に深い関心と熱意を有する方で適任者と判断いたしまして、任命について同意を求めますのでございます。

以上が、同意第4号の提案理由でございます。ご審議の上、提案どおりご決定下さいますよう、願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第4号についての採決を行います。

諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 報告第9号

○議長（荒木正光君） 日程第7、報告第9号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

#### ◎日程第8 報告第10号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第10号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の

提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにした  
と思います。

◎日程第9 報告第11号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不  
足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率  
について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によ  
り、算定いたしましたそれぞれの比率につきまして、去る8月26日監査委員に審査いた  
だきましたので、監査委員の意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。

1ページお開き願います。令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率に  
ついてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきまして、平成19年6月  
に交付され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4  
月から施行されています。特別会計は公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階と  
して財政健全化団体、さらに悪化した場合には財政再生団体が規定されています。財政健  
全化団体になりますと財政健全化計画を作成し、計画に基づく財政健全化に取り組むこと  
となります。また、財政再生団体になりますと財政再生計画を定め、計画に基づく財政再  
建に取り組むこととなり、総務大臣の許可がなければ起債の発行はできなくなるか、税金  
や公共料金の増額、住民サービスの見直しなどをせざるを得なくなるというものです。

初めに、健全化判断比率の状況ですが、各会計における4種類の指標に掲載しておりま  
して、左上から実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する  
比率を表すもので、15%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となりますが、  
赤字は生じておりません。次に、連結実質赤字比率は一部事務組合、第三セクターを含め  
ない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で  
財政健全化団体、30%以上で財政再生団体となりますが、赤字は生じておりません。次に、  
実質公債費比率は全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公  
債費及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費充てたと認められる純公債  
費の割合の過去3カ年間の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議、もしく  
は許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要となり、25%以上で単  
独事業に係る地方債が制限され、35%以上ではこれらに加えて一部の公共事業債につ  
いて制限されることとなります。当町におきましては、平成22年度決算では18.1%で起  
債発行の際は許可でありましたが、平成23年度決算では16.6%となり協議へ変更とな  
り、以後年々減少し、令和元年度では7.1%、令和2年度は7.5%となっております。  
前年度からの増加の要因は、平成12年度までの道路橋梁費の償還が終了したことにより、  
基準財政需要額

に算入された公債費が減少したことによるものです。次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部組合、広域連合、第三セクターを含めた中で、地方債の残高などをはじめ、一般会計等は将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の比率を表すもので、350%以上で財政健全化団体となります。令和6.0%でしたが、令和2年度は6.9%となっております。増加の要因は防災行政無線更新に係る借り入れ、1億9,990万円の増加によるものとなっております。次に、下段の資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することとなりますが、いずれの会計も資金不足は生じておりません。

以上が、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。ご審議賜り報告どおり受理いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第11号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第11号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第10 認定第1号ないし日程第16 認定第7号

○議長（荒木正光君） 日程第10、認定第1号 令和2年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第6号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第7号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

令和2年度新冠町一般会計ほか、6件の特別会計に係る歳入・歳出の決算につきましては、去る8月26日から30日までの3日間、監査委員に審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものです。各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員

の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

認定7号の次のページに綴っております、令和2年新冠町一般会計等決算の審査意見についての9ページの最後のページをご覧ください。第3審査意見、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.8%で前年度から0.5ポイント増となっており、これは繰出金や会計年度任用職員制度導入に伴う人件費の増額が主な要因となっている。また、実質公債費比率においては最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少し、本年度は7.5%で前年度の7.1%から0.4ポイント増となっている。町債発行許可団体の基準となる18%を下回り、健全化に向けた効果が図られているが、基金残高が年々減額となっていることから、より一層改善に努めるべきと考える。町税の未済額は本年度4,810万1,000円と昨年度に引き続き前年度を下回り、収入未済縮減対策の成果が見受けられるが、依然として多額の滞納額があり、負担公平な観点からも引き続き適切な収納対策を徹底し、さらなる収入未済額の縮減に向け一層の努力を期待する。

以上、審査意見の朗読をもって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定の説明とさせていただきます。ご審議を賜り提案どおり認定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第17 会議案第11号

○議長（荒木正光君） 日程第17、会議案第11号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する令和2年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から第7号までを付託の上、審査することにいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました令和2年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和2年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

#### ◎日程第18 議案第31号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第31号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信幸君） 議案第 31 号 財産の取得について、提案理由をご説明いたします。

次のとおり、財産を取得するため議会の議決を付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回取得いたします財産は、レ・コード館図書プラザにおいて使用いたします図書管理貸出しシステムで、現在使用しておりますシステムが導入から 9 年経過し、機器及びソフトウェアともに老朽化が著しいため更新するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、非接触型でのセルフ貸出しや検索が可能となるシステムを導入するものでございます。更新に当たりましては昨年度インターネットに対応できるようサーバー機器を更新しておりますことから、納入条件を 1、既存サーバーを引き続き活用すること。2、感染症対策に対する非接触型システムの納入が可能なこととし、業者の選定に当たりましたが条件を満たす業者が 1 社であり、当該業者のみが非接触型システムの導入実績を有することが確認されたことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定による購入品目の性質上競争入札に適さず、信頼性と効率性をもって契約できるものと判断し、既存システムの納入業者である株式会社 I・TEC ソリューションズとの 1 社随意契約による方法で見積り合わせを実施したものでございます。取得する財産についてご説明いたします。1 所得する財産及び数量、(1) 名称 感染症対策強化版図書管理・貸出システム、(2) 数量 一式、(3) 型式 R i C S - R A e 2 基本実務システムほか、2 取得の目的、新型コロナウイルス感染症対策強化対応の図書管理・貸出システムの導入のため、3 取得金額、1,078 万円、4 契約の相手方、苫小牧市表町 1 丁目 1 番 11 号、株式会社 I・TEC ソリューションズ、代表取締役社長 住岡弘でございます。

以上が、議案第 31 号 財産の所得についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 31 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6 番（竹中進一君） この導入のことについては理解いたしましたけれども、今後これに対する管理、日常の管理、例えば蔵書の増減などの管理やなんかは、これは契約の相手方に委ねるのか、それとも職員で対応できるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信幸君） 蔵書の管理につきましては職員が引き続き行いますが、システムの保守管理につきましては、導入業者等に委託契約して管理していただくことになってございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） その相手方との管理の頻度と言いますか、それは定期的に行われることなのか、日常的に行われるのか。もし、定期的であればどれぐらいの間隔で行われるのか。

○議長（荒木正光君） 新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信幸君） 常時管理していただいております、トラブルあった際にはすぐに委託業者が駆け付ける、もしくはリモートによりまして対応することとなっております。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） ある程度職員がそれに対応するという事は不可能なのでしょうか。日常的に管理をお願いするということであれば、年間どれぐらいの費用が必要なのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信幸君） 管理業務の委託業務は別契約となりますが、月額6万2,000円ほどの金額で管理をいただくことになってございます。何かシステムでトラブル等がございましたら、まずは業者の方に連絡いたしまして、職員で対応できるものにつきましては対応いたしますが、それ以外につきましては業者の方に直接お願いすることとしてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第32号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第32号 新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第32号 新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の策定

について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。令和3年3月31日をもって、新冠町過疎地域自立促進計画の計画期間が終了するところ、本年4月1日付けをもって新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新冠町全域に係る新冠町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることで、国の過疎地域対策の特別措置の適用を受けようとするものでございます。お手元の説明資料に基づき説明しますので、議案第32号説明資料をご覧ください。なお、説明の中で「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を「新過疎法」とし、また「新冠町過疎地域持続的発展市町村計画」を「市町村計画」と読み替えさせていただきますので、よろしく申し上げます。1、計画期間です。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年計画です。2、新たな過疎対策法の特徴についてです。これまで過疎対策の理念は長い間「過疎地域の自立促進」とされてきましたが、新過疎法では「過疎地域の持続的発展」に理念を改めています。このことは、人口の減少に伴い活力が低下した過疎地域の自立を支援することを目的としていた法の目的を将来世代の負担と地球環境に配慮しつつ、発展して行くことに目的を改めたものです。3、計画における施策です。市町村計画に搭載すべき施策に関する事項は、新過疎法第8条第2項第4号イからルに定められており、市町村計画に搭載している各計画と新過疎法に定める施策に関する事項の突合は表のとおりです。このたびの法改正では、新過疎法の目的を地球環境に配慮しつつ発展して行くことを目的としていることから、新過疎法に定める施策として「ル過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項」が追加となり、市町村計画においても「12再生可能エネルギーの利用の促進」を搭載しています。4、北海道の認可です。新過疎法第8条第7項において市町村計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県と協議しなければならないとされており、当町における北海道との協議は8月24日に協議が整い、9月3日に通知が届いています。

以上が、議案第32号新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第32号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 2点お伺いいたします。今後、この計画に入っていない事業も出てくるかとは思いますが、その場合の取り扱いについてというのが1点と、どこかに記載があるのかもしれませんが、この計画の中の事業内容のところ、事業内容の欄のところの項目の前に黒い丸と白い丸がありますが、その違いについてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長

○企画課長（佐渡健能君） 登載されていない事業につきましては、今後変更という形で議会の承認を求めらる中で、随時登載していく形になってございます。黒丸と白丸につきましては、ソフト事業とそうでないものとの違いということでございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

○4番（氏家良美君） はい。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第33号

○議長（荒木正光君） 日程第20、議案第33号 新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 議案第33号 新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本年4月1日、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、この新過疎法に規定する新冠町過疎地域持続的発展市町村計画が策定されたことから、当該計画で定められた事業者が取得する特別償却設備に係る固定資産税を課税免除することにより、過疎地域での設備投資を促進し、雇用の維持や創出に寄与することで、地域の持続的発展につなげることを目的に条例を制定しようとするものでございます。制定する条例の概要を申し上げますので、2ページをご覧くださいと思います。第1条 趣旨でございまして、内容を要約いたしますと新冠町の過疎市町村計画に記載された産業促進計画区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産の課税免除の必要な

事項を定めるものとしております。なお条文中、取得の定義として建物及びその附属設備にあっては改修も含まれるとしております。第2条 課税免除でございまして、内容を要約しますと令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、家屋及び償却資産並びに家屋の敷地である土地の取得に対して課税免除を行うものとしており、第1号製造業、旅館業は500万円以上の取得を対象とし、この業種にあってはかつこ書きで資本金の額により対象となる取得額が定められています。第2号の情報サービス業等、または農林水産物等販売業は500万円以上の取得としております。なお、第2条の条文中に記してありますが、第1号及び第2号の業種とも資本金の額が5,000万円を超える法人にあっては、第1条に定められた取得の定義の内、新設または増設に限るとしてしております。次のページになりますが、第3条 課税免除の期間でございまして、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3カ年度としてしております。第4条 課税免除の申請でございまして、1月31日までに町長に申請をしなければならないとしております。第5条 課税免除の取り消しでございまして、偽の申請等があった場合は課税免除の全部、または一部を取り消すものとしております。第6条 委任でございまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしてしております。附則といたしまして、第1項 施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものです。第2項 条例の失効ですが、この条例は令和6年3月31日限りその効力を失うものです。第3項 失効に伴う経過措置ですが、この条例の失効前に取得等をした特別償却設備に対する固定資産税の課税免除については、この条例の失効後も効力を有するものです。

以上が、議案第33号 新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第33号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番（中川信幸君） この条例は新冠町で将来的に該当するところがあるのかなのか、その辺は予想されているのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（荒木正光君） 原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 私どもの方ではそれぞれの事業活動、企業活動を将来的なものまでなかなか把握できないといったこともございますので、今どういったものを予想されているのかといった部分については、ちょっとわからないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

○2番（中川信幸君） はい。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 33 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 12 時 57 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 2 1 議案第 34 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 34 号 令和 3 年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 2 議案第 35 号

○議長（荒木正光君） 日程第 22、議案第 35 号 令和 3 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

◎日程第 2 3 議案第 36 号

○議長（荒木正光君） 日程第 23、議案第 36 号 令和 3 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 1時30分 散会)